# 山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金 **募集要項**

受付期間 令和7年10月30日~令和7年11月21日

令和7年10月 山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課

### 1. 事業概要

県内各地に伝わる民俗芸能の保存・継承に向けた取組を支援します。

【対象となる民俗芸能】

- ・国、県、市町村のいずれかの無形民俗文化財の指定を受けている民俗芸能
- ・山梨県文化財保護審議会無形文化財及び民俗文化財部会による「令和6年度山梨県 民俗芸能現況調査報告書」の山梨県市町村別民俗芸能一覧に記載された民俗芸能、 または同一覧に記載することが相当と認められる民俗芸能



「山梨県民俗芸能現況調査報告書」は以下のサイト、または QR コードからご確認ください

https://www.pref.yamanashi.jp/documents/94203/minzokugeino u-genkyouchousa.pdf

# 【対 象 者】

- ・民俗芸能の保存に取り組む団体
- ・民俗芸能を披露することを目的としたイベントを開催する個人又は団体

#### 【対象事業】

民俗芸能の保存・継承を目的とした事業

申請受付期間:令和7年10月30日から令和7年11月21日(必着)まで

(申請額が予算額に達しない場合、2次募集を行うことがあります)

補助対象期間:補助金交付決定の日から令和8年3月31日まで

## 【対象経費】

- ① 民俗芸能で使用する用具の補修・更新・新調に要する経費
- ② 記録映像の作成などに要する経費
- ③ 民俗芸能を披露するイベント開催に要する経費
- ④ ポスター作成など情報発信に要する経費
- ⑤ その他民俗芸能の保存・継承のため知事が必要と認める事業に要する経費

## 【補助率及び補助上限額】

補助率 10/10

「上限額」補助事業者あたり50万円

## 2. 申請要件

## (1)補助対象者

以下の①~②に該当する者を補助対象者とします。

- ①無形民俗文化財の保存に取り組む団体であって、知事が適当と認めるもの。
- ②無形民俗文化財を披露することを目的としたイベントを開催する個人又は団体。ただし、団体にあっては、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 法人格を有し、かつ、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 一般計団法人、一般財団法人、公益計団法人、公益財団法人 等
- (イ) 会社及び会社に準ずる営利法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特 例有限会社、企業組合・協業組合)
- (ウ) 特定非営利活動法人
- イ 法人格を有しない者(権利能力なき社団)であって、次の(ア)から(ウ)までの 全てについて明記されている定款又は定款に類する規約等を有するもの
  - (ア) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
  - (イ) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。
  - (ウ) 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

ただし、次の一から五のいずれかに該当する場合は補助対象者から除きます。

- 一暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 二 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- 四 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若し くは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- 五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

# (2)補助対象経費

対象経費は以下の①~④です。複数の項目を組み合わせて申請することも可能です。

①用具の補修・更新・新調に要する経費

民俗芸能で使用する用具・衣装が対象となります。ただし、対象となる用具・衣装は古くから継承されてきたものに限ることとし、もともと継承されていない新たな用具や衣装、民俗芸能の実施に直接関係のないものは除きます。

②記録作成に要する経費

民俗芸能の継承に用いるための記録映像や冊子の作成や、既存の映像のデジタル化 が対象となります。

③披露イベント開催に要する経費

広く住民や観光客などを対象に民俗芸能を披露するイベント開催のための会場使 用料や機材のレンタル、会場説明や運営の委託料、スタッフ人件費、参加者の保険料 などが対象となります。ただし、従来から当該民俗芸能の披露を行っている祭典等の 開催経費は除きます。

### ④情報発信に要する経費

民俗芸能の PR のためのポスター、チラシの作成、映像配信などが対象となります。

①~④以外にも継承に向けた取組であれば対象となる可能性がありますので、事務局までお問い合わせください。

# 3. 補助金額、補助率等

補助金額は、予算の範囲内で審査により決定します。

補助率は補助対象経費合計額の10/10。

補助金額の上限は1補助事業者あたり50万円。

※交付申請額に補助の対象となる経費以外の経費が含まれている等、交付申請額の修正が必要な場合は、山梨県においてこれを修正し、交付決定を行うことがあります。

## 4. 補助対象期間

補助金の交付を決定した日から令和8年3月31日まで

※物品の購入や修繕を伴うものは令和8年3月31日までに納品及び業者等への支払が完了していることが条件となります。

#### 5. 申請手続等

### (1)申請受付期間

令和7年10月30日から令和7年11月21日(必着)まで (申請額が予算額に達しない場合、2次募集を行うことがあります)

#### (2)申請に必要な書類

交付申請書(様式第1)

【添付書類】

- 事業計画書
- 収支予算書
- 補助事業の内容が分かる資料

事業に関して参考となる資料があれば添付してください(特になければ添付は必要ありません)。なお、用具修理・更新等の場合は、用具の現況及び修理箇所が分かる写真、イベント開催の場合はチラシ・パンフレット等内容が分かるものを添付してください。

■ 補助事業団体の活動状況が分かる書類

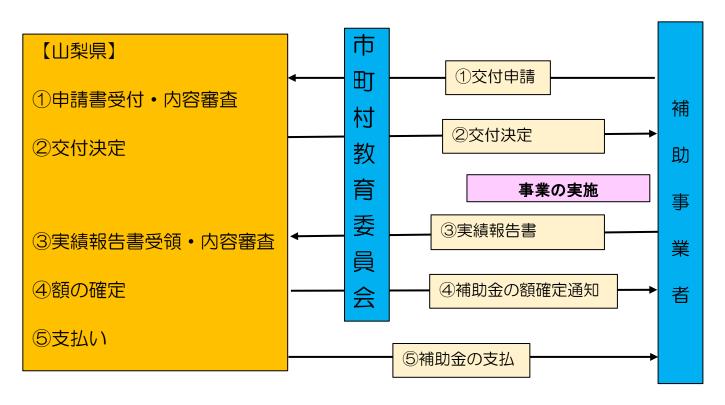
令和6年度及び7年度の団体の活動報告、令和6年度の会計書類を提出してください。(様式は任意)

※上記以外にも追加で資料の提出を求めることがあります。

## (4)提出方法

**当該民俗芸能が所在する市町村教育委員会の文化財所管部署へ提出してください。**交付決定通知の交付等につきましても市町村教育委員会経由で行います。

# (参考) 申請から補助金交付までの流れ



### 6. 審査及び交付決定

# (1)審査の方法

申請受付期間内に申請のあったものの中から、審査を行ったうえで交付を決定します。 申請が予算上限額を超えた場合には不交付となることもありますので、ご了承ください。 また、申請額から減額して交付決定されることもあります。

審査は以下の事項を考慮して行います。

- 計画性(実施可能な内容であるか)
- 有効性(参加者のモチベーション向上や PR により高い効果が得られるか)
- 緊急性(存続の危機にあるか)

## (2) 交付決定

審査の結果、補助金を交付することが適当であると認められた場合は、交付決定を通知

します。審査の結果、不交付となった場合には不交付決定を通知します。

なお、交付決定の段階では補助金は支払いません。申請書どおりの補助事業を実施し、 事業終了後に実績報告書を提出する必要があります。ただし、事業実施前や途中での概算 払も可能ですので、希望する場合には「概算払請求書(様式第5)」を提出してください。

また、補助対象事業実施の際に、実地調査に伺うことがありますので、その際はご協力をお願いします。

# 7. 事業内容・費用の変更等

# (1) 事業の内容変更について

補助対象事業の内容、費用等に変更がある場合は、「計画変更承認申請書(様式第3)」 を提出し、承認を受けてください。ただし、

- ①補助対象経費における 20%以内の経費の配分の変更
- ②補助事業の目的の達成に支障がなく、補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更に関してはこの限りではありません。

## (2) 事業の中止について

補助対象事業を中止・廃止しようとする場合は、「事業中止(廃止)承認申請書(様式第4)によりあらかじめ承認を受ける必要があります。

# 8. 実績報告及び補助金の支払い

# (1) 実績報告に必要な書類

実績報告にあたっては、以下の書類が必要です。

- ①実績報告書(様式第6)
- ②事業実施明細書
- ③収支精算書
- ④経費の支払いが確認できる書類(以下のいずれか)
  - ●業者からの請求書、領収書
    - ※領収書や請求書は、費用の明細が明記されたものを提出してください。
    - ※補助事業との関連性がわからない領収書等は認められません。
- ⑤事業を実施したことを確認できる書類

用具更新等・・・・修繕、更新、新調した用具等の写真(対象用具全部)

記録作成 ・・・作成した成果物1部(DVD・冊子等)

披露イベント ・・・当日の写真

情報発信・・・・作成した成果物1部(チラシ、ポスター等)、映像配信の場合は配

信映像のスクリーンショット・URL

#### ⑥補助金振込口座通知書



※領収書は以下の記載事項に漏れがないかご確認ください。

- ①申請者と同じ氏名を記載(フルネーム。団体の場合は団体名及び代表者(例:○○株式会社代表取締役○○))
- ②領収年月日を全て記載
- ③金額の先頭に「¥」等を記載(例: ¥100,000円)
- ④具体的な内容を記載(例:〇年〇月 〇日の〇〇施設使用料)
  - ⑤領収者名・印を記載(例:〇〇株 式会社代表取締役〇〇)

# (2) 実績報告の方法

実績報告に必要な書類は、補助対象事業が完了した翌日から起算して 30 日以内又は令和8年4月10日(金)のいずれか早い期日までに市町村教育委員会へ提出してください。

# (3)補助金の支払い

実績報告書等の内容について審査を行ったうえで適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し確定通知を行ったうえで、指定された金融機関口座への振込により支払います。 実施された補助対象事業の内容が、交付申請書や変更承認申請書等に記載されていた内容と大きく異なる場合は、補助対象とならない場合があります。

## 9. 交付決定の取り消し

交付決定がされていても、以下のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部 を取り消します。その場合、交付後であっても補助金を返還していただきます。

- ・補助対象者に該当しないことが判明したとき
- ・申請内容や報告内容、提出書類に偽りや不正があったとき
- ・補助対象事業が当該支援対象期間中に完了しないことが判明したとき
- ・偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき
- 公序良俗に反する行為があると認められるとき
- ・補助対象事業の実施に際し法令に違反したとき
- ・このほか、補助金の支給が不適当と知事が認めるとき

#### 10. 本事業にかかるスケジュール

本事業においてスケジュールは以下のとおりです。

- ・申請受付期間 令和7年10月30日~令和7年11月21日

・事業実施期間 交付決定の日~令和8年3月31日

・実績報告期間 事業が完了した翌日から起算して30日以内又は令和8年4月10

日のいずれか早い期日まで

・額の確定 補助金支払実績報告書確認後

# 11. その他

- (1)補助対象者は、事業に関係する帳簿及び証拠書類をその完了日の属する年度の終了後 5年間、山梨県からの求めがあった際には、いつでも閲覧に供せるように保存しておか なければなりません。
- (2)本補助金の利用にあたっては、山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱 等の規程を遵守する必要がありますのでご留意ください。
- (3)補助事業の内容改善等を目的に、補助金を受けた事業者に対してアンケート調査等を行うことがありますので、その際にはご協力お願いします。

# 12. 本事業にかかる問い合わせ先

各市町村教育委員会

または

400-8501

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課

TEL: 055-223-1792

FAX: 055-223-1793

E-mail:bunka@pref.yamanashi.lg.jp

# 事業計画書

実施団体 (保存会等名称)					
連絡先電話番号					
メールアドレス					
対象となる無形民俗文化財					
所在地 (主に実施している場所)					
対象となる無形民俗文化財の概要・由来等					
対象となる無形民俗文化財 の実施状況 (披露している時期・場所、練習の頻 度、保存団体の参加人数等)					
補助を希望する事業	①用具更新	②記録作成	③披露小、沙	④情報発信	⑤その他
(該当するものに○)					
事業内容  ①用具の更新や修理等の場合は、その用具や衣装が民俗芸能でどのような役割を果たすのか、用具・衣装の劣化状況、今回更新・修理等を行う用具の数量等を詳細に記載  ②記録作成の場合は、撮影しようとする映像の内容、どの記録媒体に残すのか、どのように活用するのか等を詳細に記載  ③披露小、外開催の場合は、披露する民俗芸能の名称、日時、会場、想定観客数等を詳細に記載  ④情報発信の場合は、作成する媒体(チラシ・ポスター等)、部数、映像配信は配信媒体、配信期間、内容等を詳細に記載  そのほか事業内容が分かる事項について記載してください。					

# 補助事業に係る収支予算書

# 事業名:

# (収入の部)

区分	金額(円)	備考
山梨県補助金		
市町村補助金		
自己負担金		
合計		

# (支出の部)

区分	金額(円)	備考
用具修繕、更新、新調		
記録作成		
披露イベント		
情報発信		
その他		
合計		

# 事業実施明細書

事業の主体 ○○○保存会 代表○○○○

事業実施期間 令和年月日~令和年月日

事業実施状況(事業内容に記載した事項について実施状況を記載)

# 補助事業に係る収支精算書

# 事業名:

# (収入の部)

区分	交付決定額(円)	精算額(円)	増減	備考
山梨県補助金				
市町村補助金				
自己負担金				
合計				

# (支出の部)

区分	交付決定額(円)	精算額(円)	増減	備考
用具修繕、更新、新調				
記録作成				
披露イベント				
情報発信				
その他				
合計				

# 補助金振込口座通知書

山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金については、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀 行信用金庫信用組合	本 店 支 店
	農協	
口座番号	<ul><li>普通</li><li>当座</li></ul>	番
ふりがな 口座名義		

住所

氏名